

資料3

(福島県建設専門工事業団体連合会)

社会保険加入促進に向けた取り組みについて

昨年の「県の入札制度等監視委員会」でも行政の指導介入のお願いを致しましたが福島県の回答では曖昧な回答であり、建設業に携わる私達は不満をかくすことが出来ません。構造改革や規制緩和が進められている中で地方自治体が発注する公共事業の工事請負契約において低価格の入札のその結果のしわ寄せ下請け業者や業務に従事する労働者に回されているのが現状です。

技術者の賃金が多少アップされましたが、まだまだ実勢価格には追い付いていないのが現状です。

さて、建設業界では、慢性的な労働者不足が生じていますが、年金保険等の法定福利費を適正に負担しない保険加入企業が存在するなど、技能労働者の公的保証が確保されず、若年就業者減少の一因となっています。

このような状況の中、平成24年5月に国の指導の下に「社会保険未加入対策推進協議会」が設置され、官民一体となった取り組みが進められています。

平成25年には、公共工事設計労務単価の引き上げが決定され、あらためて国土交通省から業界団体に対し、技能者に対する適切な賃金の支払い及び社会保険加入の徹底が指導されました。

専門工事業者で構成する当連合会においても、加盟団体ごとに「標準見積書式」を作成し、下請企業が負担する法定福利費を元請企業に提出する見積書の内訳として標記することとしました。

当連合会のこのような取り組みの実施にあたっては、発注者であり指導機関でもある地方公共団体、中でも先導的役割を果たしていただきたい福島県の取り組みに大いに期待するところです。

具体的な取り組みとしては、設計図書（設計書、仕様書等）への表示、元請企業への立入調査、元下契約における内訳の明示などの指導が考えられますが、県として、今後どのように取り組む考えているのか伺いたい。

別添資料1

第2回社会保険未加入対策推進協議会 申し合わせ

法定福利費の内訳明示に係る標準見積書及び社会保険加入促進計画
を活用した保険未加入対策の更なる推進について

第2回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、建設産業に携わる関係者一同は以下を申し合わせます。

一. 加入促進計画の着実な実行

- ・推進協議会に加入する私たちは、協議会に提出した各団体の加入促進計画を着実に実行していきます。
- ・その際には、他の優れた取り組みも参考にするとともに、取り組みの輪を団体から会員団体や会員企業、関係する会社に広げ、さらにそのトップから担当者まで理解を深めていきます。

二. 法定福利費の確保に向けた標準見積書の活用

- ・社会保険の加入を進めるには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要です。
- ・建設投資が減少し、価格競争が激しくなっていく中で、本来固定費であるべき法定福利費が変動費のような扱いとなっている状態にありましたが、専門工事業の団体が作成する、見積時に法定福利費を明示する標準見積書は、そのような現状を変えていく第一歩です。
- ・発注者、元請、下請の関係者は、今後これを積極的に活用して、関係者に働きかけ、これを尊重して必要な法定福利費が確保されるよう、協力して取り組みます。

平成24年10月31日
社会保険未加入対策推進協議会

別添資料3

平成25年2月28日
平成25年9月5日改定
(一社)カーテンウォール・防火開口部協会
(一社)日本サッシ協会

法定福利費を明示するにあたっての考え方

<法定福利費内訳明示の基本的考え方>

- 社会保険未加入対策を進めていくためには、法定福利費の確保が重要だが、現在はトン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのように扱われているのかが分かりにくい状況。
- このため、法定福利費は本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることから、見積りに当たって従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要がある。

平成25年5月16日 国土交通省 標準見積書の活用等に向けた説明会資料より

1. 法定福利費とは

- (1) 法定福利費とは企業(事業主)が負担する法律で定められている福利厚生に関する保険料です。

分類	科目	事業主負担分	備考
(広義の) 社会保険料	健康保険料	半額事業主負担	
	介護保険料		
	厚生年金保険料 (児童手当拠出金)	全額事業主負担	
労働保険料	労災保険料	元請一括加入	
	雇用保険料	一定割合事業主負担	

- (2) 今回、見積書に明示するのは、事業主が負担する社会保険料(法定福利費)です。
施工作業員が負担する社会保険料は、労務費(賃金)に含まれています。

- (3) 労務費に対する社会保険料の比率は以下の表によります。

保険料率は諸条件(地域・各年等)により異なります。

なお、実際に見積書に明示する法定福利費を計算する際に用いる保険料率は2、見積書に明示する法定福利費の算出方法(3)によります。

(単位%)

	事業主負担比率 (法定福利費率)	個人負担比率	事業主 + 個人負担比率
雇用保険料	1.05	0.6	1.65
健康保険料	4.985	4.985	9.97
介護保険料	0.775	0.775	1.55
厚生年金	8.56	8.56	17.12
児童手当拠出金	0.15	0	0.15
計	15.52	14.92	30.44

(モデル:東京)

(出典資料)

厚生年金・児童手当拠出金

日本年金機構 保険料額表(平成25年9月分)

雇用保険料

厚生労働省 平成24年度雇用保険料率表

健康保険

全国健康保険協会 協会けんぽの特定保険料率

及び基本保険料率(保険料率の内訳表示)について

2. 見積書に明示する法定福利費の算出方法

$$\text{法定福利費(見積明示金額)} = \text{取付費} \times \text{労務費率} \times \text{法定福利費率}$$

* 法定福利費は実勢価格で明示します

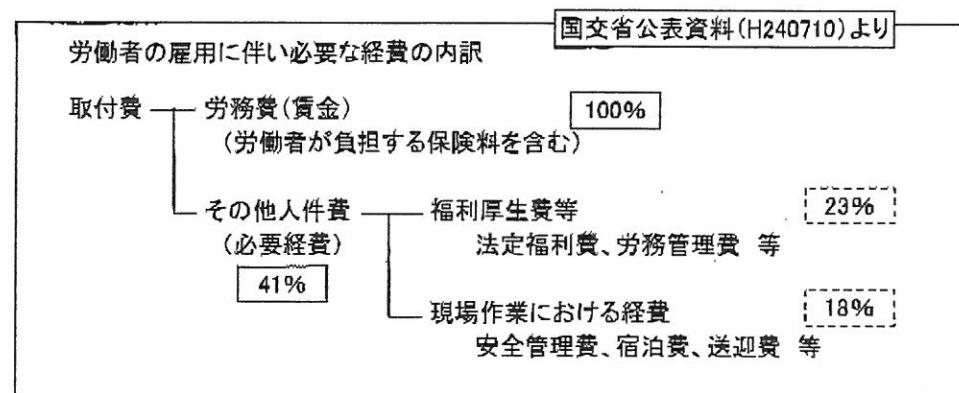
(1) 物件の取付費を算出します。

(2) 取付費の中の労務費率を算出します。

取付費には労務費(賃金)とその他人件費(必要経費)が含まれているので、取付費に占める労務費の割合(労務費率)を算出します。

労務費率は各社が実態に応じて設定してください。

以下は労務費率の考え方の参考です。



上記の場合、労務費率 = $100 \div (100+41) = 70.9\%$ となります。

(3) 法定福利費率は毎年度一定の時期に国土交通省より提供される料率を適用します。

今年度は『介護保険の対象者割合(協会けんぽ)を考慮した平成25年度の各保険の保険料率』に示されたとおり、15.15%を適用します。

今後、適用料率の改定は協会HPにて案内いたします。

社会保険未加入対策推進協議会WG資料より

介護保険の対象者割合(協会けんぽ)を考慮した平成25年度の各保険の保険料率

※協会けんぱ東京支部 加入の場合

①雇用保険	健康保険			③厚生年金保険	計 (①+②+③)
	健康保険料率	介護保険料率	②健康保険 計		
1.05%	4.985%	0.405%	5.390%	8.71%	15.15%

【各保険料率の根拠】

①雇用保険：被保険の事業に係る保険料率

②健康保険

 健康保険料率：9.97%(協会けんぱ東京支部)を事業主・被保険者で折半。

 介護保険料率：1.55%(協会けんぱ東京支部で介護保険第2号被保険者)を事業主・被保険者で折半し、介護保険の対象である40歳以上64歳以下の割合52.3%(協会けんぱ 平成20年度事業年報)を乗じ比率。

※介護保険料率の算式 = $1.55\% / 2 \times 52.3\% = 0.405\%$ (小数点第3位未満四捨五入)

③厚生年金保険：17.12%を事業主・被保険者で折半。児童手当賄弁金0.16%を全額事業主負担

平成 00 年 00 月 00 日

御 見 積 書

お見積N。 〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

御 中

〇〇〇〇 株式会社

下記の通りお見積いたしました。
何卒ご用命のほど、お願い申しあげます。

〒 〇〇〇-〇〇〇
〇〇〇〇〇 〇〇-〇〇

法定福利費は施工作業員の社会保険料の事業主負担分です。
本見積金額には消費税等は含まれておりませんので、
ご契約に際しては消費税額等を別途計上して下さい。

TEL 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 印
FAX 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

お見積金額 000,000,000 円

法定福利費 0,000,000 円

(お見積金額には法定福利費を含んでおりません)

工事名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

工事場所 〇〇〇 〇〇〇

お見積有効期間 1ヶ月

支払条件 別紙見積条件による

納期 平成〇〇年〇〇月

受渡場所 貴現場

照査	営業	積算

名 称	数 量	金 额 (円)
総括表		
アルミ製建具	一式	00,000,000
アルミカーテンウォール	一式	00,000,000
鋼製建具	一式	00,000,000
ステンレス製建具	一式	00,000,000
合 計		000,000,000
法定福利費合計	一式	0,000,000

別添資料4

御 見 積 内 訳 書

お見積No. ○○○○○○○○○○

P. 1

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○

名 称	寸法(mm)		数 量	単 価	金 額	備 考
	W	H				
アルミ製道具						
AW1 引違窓	1,800	2,000	(1)	000,000		枠見込70 ○○○ ○○
可動網戸(合成樹脂製)	900	2,000	(1)	00,000		
アングル	L= 7,600		(1)	00,000		
水切 9号	L= 1,800		(1)	00,000		
小計			00	00,000	0,000,000	
AW1A 引違い窓	2,000	2,000	(1)	000,000		枠見込70 ○○○ ○○
可動網戸(合成樹脂製)	1,000	2,000	(1)	00,000		
アングル	L= 8,600		(1)	00,000		
水切 9号	L= 2,000		(1)	00,000		
小計			00	00,000	0,000,000	
製品代計			1式		00,000,000	
運送費			1式		0,000,000	
取付費			1式		0,000,000	
諸経費			1式		000,000	
合計					00,000,000	
法定福利費					000,000	

平成 25 年 8 月 20 日

社団法人 福島県建設産業団体連合会長 様

福島県建設専門工事業団体協議会長 様

社団法人 福島県建設業協会長 様

要 望 書

国土交通省は、建設技能・技術者不足、急速な高齢化の進行及び専門工事業への若年者就業減少に対し、その対策が講じられ、一昨年より建設技能者の社会保険未加入問題に着手開始されました。

最近においては、公共工事設計労務単価の「異次元の」値上げを決定され、国土交通大臣自ら業界団体に対し、技能者に対する適切な賃金の支払い及び社会保険加入の徹底を指導されました。

私共は社会保険未加入問題について、独自の調査を行う中で、その解決のためには、実態として加入原資の存在しない契約単価の改善を図ることにより、適切な社会保険料相当額（本人負担分及び事業主負担分としての法定福利費）の支給が不可欠であることを訴えて参りました。

そして他産業同様、下請会社の納付する社会保険料は、建設業においては、本来工事発注者が負担するべきものであることを強く主張し、その負担を担保するための何らかの法的措置が必要であることも訴えて参りました。

こうした活動の中で、国土交通省の指導を受け、他の専門工事業団体と同様、私共におきましても社会保険料の本人負担分を含む、技能者の適切な労務賃金を設定し、その労務賃金より事業主負担分の法定福利費を算出して、別枠で表示する元請会社様にご提出させていただくための標準見積書式を策定いたしました。

私共は、この型枠工事標準見積書式を活用し、元請会社様ご指定の見積書式と合わせてご提出させていただき、適切な労務賃金相当額及び法定福利費を元請会社様より受領の上、型枠技能者の賃金水準向上及び社会保険加入促進を積極的に推進して参りたいと決意しております。

私共の総会決議を踏まえ、本年 6 月 1 日より、準備の整った地域より順次、型枠工事会社から標準見積書式に基づく見積書を貴協会の会員であります元請総合工事会社様にご提出させていただきます。

貴協会におかれましては、会員であります各会社様に対し、当該標準見積書をお受け取りいただき、主旨にご理解を賜り、私共とのご契約にご反映させていただくことをご指導いただきますよう、伏してお願ひ申し上げます。

社団法人日本建設大工工事業協会福島県支部長



福島県建設大工工事業協会長

